参考様式第5－1号

壬 農 振 第 1 2 9 号
令 和 7 年 2 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

壬生町長 小菅 一弥

市町村名 （市町村コード）	壬生町 （093611）
地域名 （地域内農業集落名）	稲葉地区 （上稲葉）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 （第1回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

・地域内で70歳以上の農業経営者が6割と高齢化が進んでいる。
・アンケートによると後継者がいない農家も多く、今後担い手の減少、遊休農地の増加の懸念があり、農地を規模拡大を考えている農家にどのように集積するのかが課題である。
・対象地域の中心経営体の多くは、いちご施設園芸主体の営農形態で、土地利用型の経営体は少ない。
・不整形な農地が多く、現状では集積できる面積には限界がある。

（2） 地域における農業の将来の在り方

既存のイチゴ施設園芸ハウスについては引き続き現状の経営体において耕作を行うとともに、米麦等を主体とする担い手への集積を進めるほか、新規就農者等の多様な担い手を受け入れる体制を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	136 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、認定新規就農者等を中心に農地集積を推進するとともに、効率的に農地を利用できるよう集約化を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を推進し、将来的に担い手が効率的に農地が利用できるよう集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
圃場整備事業の実施については、地域の要望を見ながら検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手確保のため、新規就農者等多様な経営体を積極的に受け入れる。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】